

ウェルネスバレー ロゴマーク 使用マニュアル Visual Identity Guideline



●企画製作●

ウェルネスバレー推進協議会 交流・にぎわい WG

Concept



【趣旨】

「ウェルネスバレー」のイメージをステップアップする「新たな発信方法」のひとつとして作成。ウェルネスバレー関係機関、大府市、東浦町が共通のロゴマークを活用した情報発信をしていくこと。関係機関が「ウェルネスバレー」を語ることで、認知度の向上につなげる。

＜イメージ＞

幸齢（こうれい）社会の多様な営みを楽しむイメージ。

＜デザイン解説＞

子どもから大人までの多世代の暮らし、人生。
光や空、緑、人を感じさせる造形。

The example of practical use

【活用にあたって】

- ①パンフレット、ちらし、ポスター、のぼり、懸垂幕、タペストリー等
- ②案内看板
- ③名刺、名札
- ④バッジ、缶バッジ
- ⑤ゴム印
- ⑥自動車等への表示
- ⑦その他

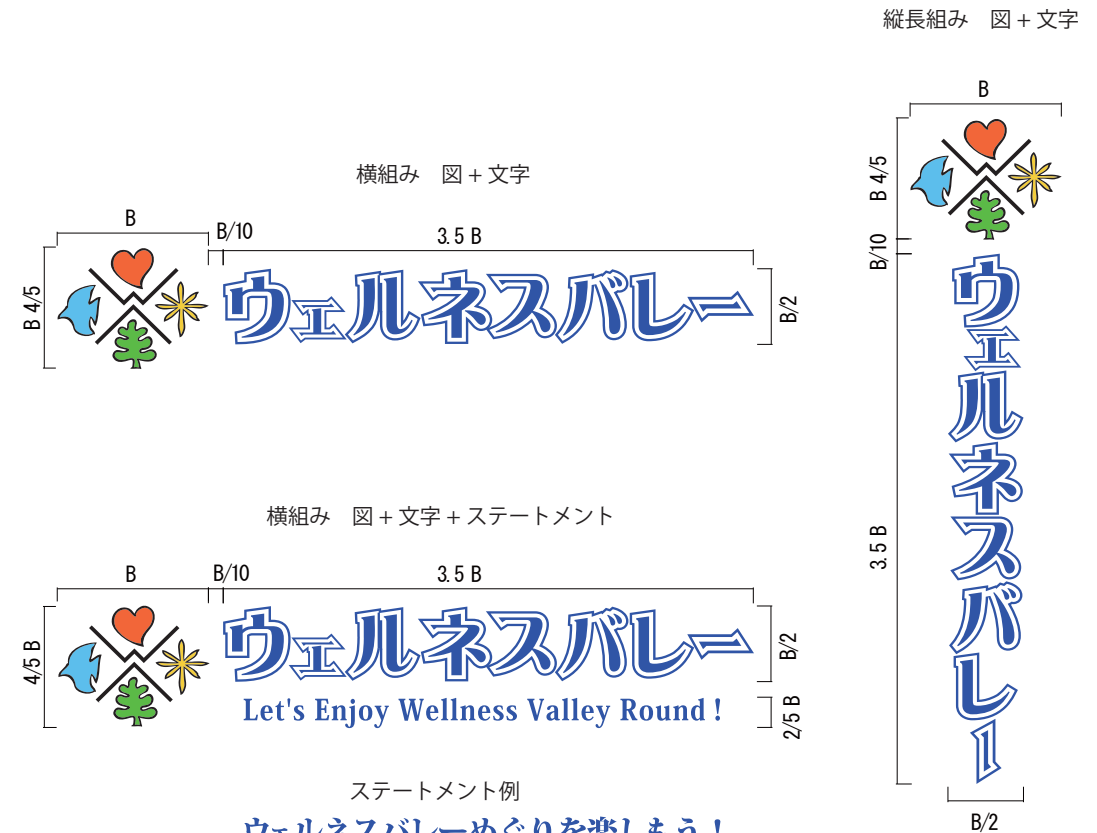
【説明例】

ロゴマークを見た人から、ウェルネスバレーについての問い合わせがあった場合の説明例を下記に示す。

- ・愛知健康の森一体をウェルネスバレーと呼んでいます。
- ・ウェルネスバレーは、健康をキーワードとした施設の集積地です。
- ・ウェルネスバレーでは、「幸」（しあわせ）の字を頭に使った「高齢社会」を目指しています。
- ・ここでは健康をテーマとした全国のモデルとなる事業を展開していきたいと考えています。
- ・ここでは健康をキーワードとした様々な取り組みが行われており、ロゴマークを使ってその取り組みを発信していこうとしています。

Master Data

Deployment Data



【ロゴマークバリエーション】

初めに、ロゴマークの一般的なイメージを確立するために、基本タイプを最優先に使用することを原則と致します。
表示する面に制約があり、基本タイプを使用できない場合、また、展開型（縦組み・横組み・縦長組）の方がより効果的、適切と思われる場合は、展開型の使用を許可します。
ステートメントは、英文・和文で適宜用いることを許可する。

【色指定】

シンボルマークのイメージを統一的に表現していく上で、指定色は効果的な役割が期待できる重要な要素です。表示に際しては右記のカラー見本を参照し、随時色校正をし、忠実な再現を心がけてください。

Color



C : 0 M : 75 Y : 85 K : 0
近似色 : DIC119 s *



C : 57 M : 7 Y : 0 K : 0
近似色 : DIC18 s *



C : 5 M : 15 Y : 85 K : 0
近似色 : DIC568 s *



C : 68 M : 0 Y : 100 K : 0
近似色 : DIC642 s *



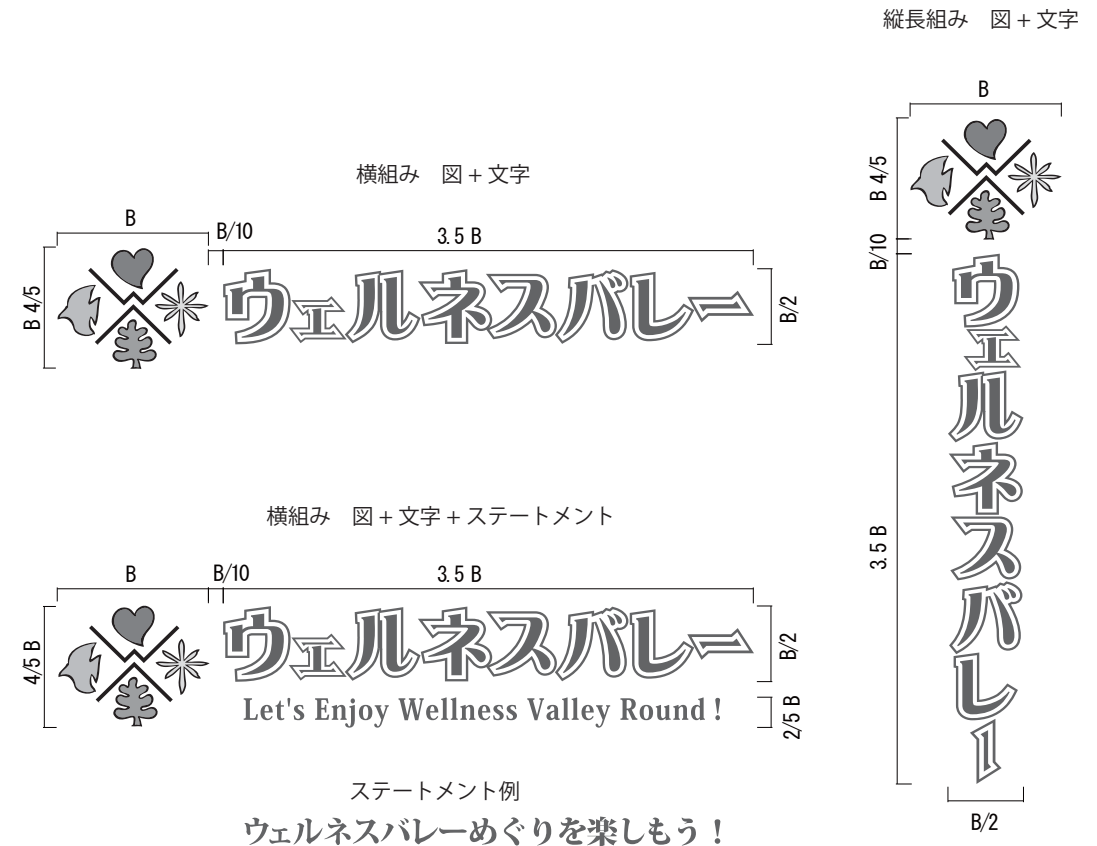
C : 90 M : 75 Y : 0 K : 0
近似色 : DIC641 s *



C : 0 M : 0 Y : 0 K : 100

Master Data

Deployment Data



【ロゴマークバリエーション】

初めに、ロゴマークの一般的なイメージを確立するために、基本タイプを最優先に使用することを原則と致します。
表示する面に制約があり、基本タイプを使用できない場合、また、展開型（縦組み・横組み・縦長組）の方がより効果的、適切と思われる場合は、展開型の使用を許可します。
ステートメントは、英文・和文で適宜用いることを許可する。

【色指定】

シンボルマークのイメージを統一的に表現していく上で、指定色は効果的な役割が期待できる重要な要素です。表示に際しては右記のカラー見本を参照し、随時色校正をし、忠実な再現

Gray scale



C : 0 M : 0 Y : 0 K : 60



C : 0 M : 0 Y : 0 K : 45



C : 0 M : 0 Y : 0 K : 30



C : 0 M : 0 Y : 0 K : 75



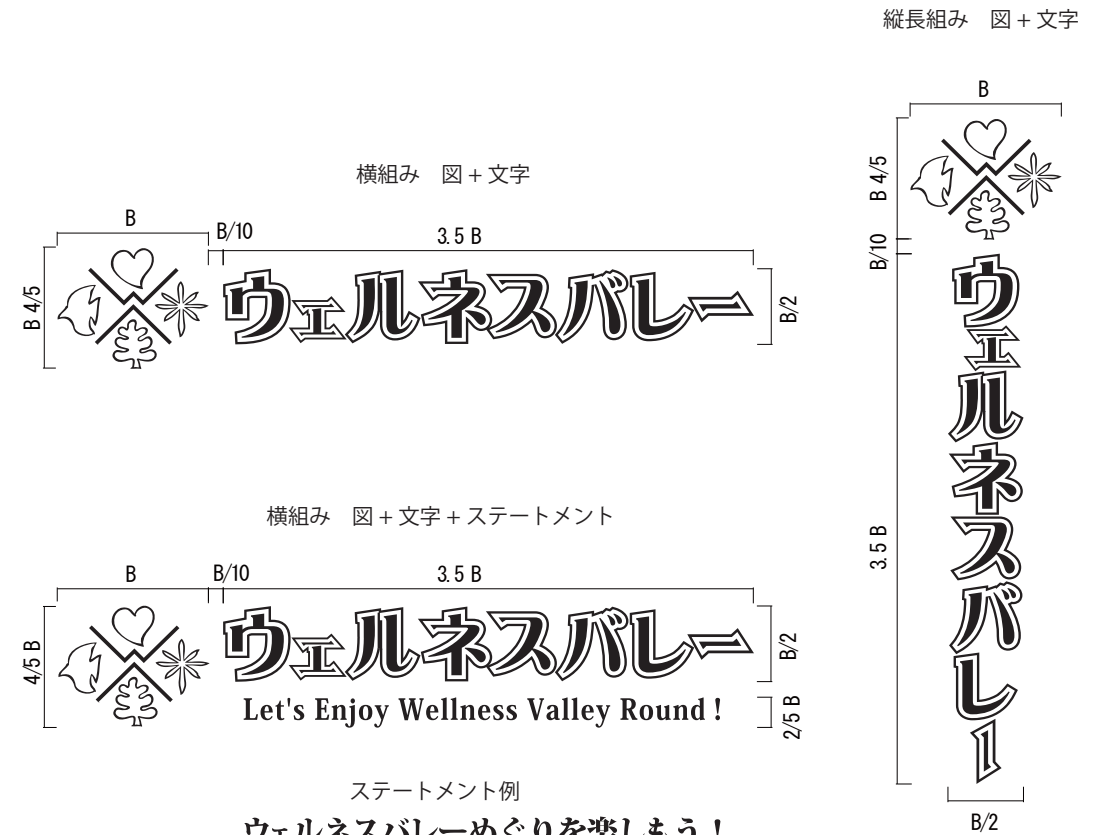
C : 0 M : 0 Y : 0 K : 15



C : 0 M : 0 Y : 0 K : 100

Master Data

Deployment Data



【ロゴマークバリエーション】

初めに、ロゴマークの一般的なイメージを確立するために、基本タイプを最優先に使用することを原則と致します。
表示する面に制約があり、基本タイプを使用できない場合、また、展開型（縦組み・横組み・縦長組）の方がより効果的、適切と思われる場合は、展開型の使用を許可します。
ステートメントは、英文・和文で適宜用いることを許可する。

【色指定】

シンボルマークのイメージを統一的に表現していく上で、指定色は効果的な役割が期待できる重要な要素です。表示に際しては右記のカラー見本を参照し、随時色校正をし、忠実な再現を心がけてください。

Monochrome 2 gradation



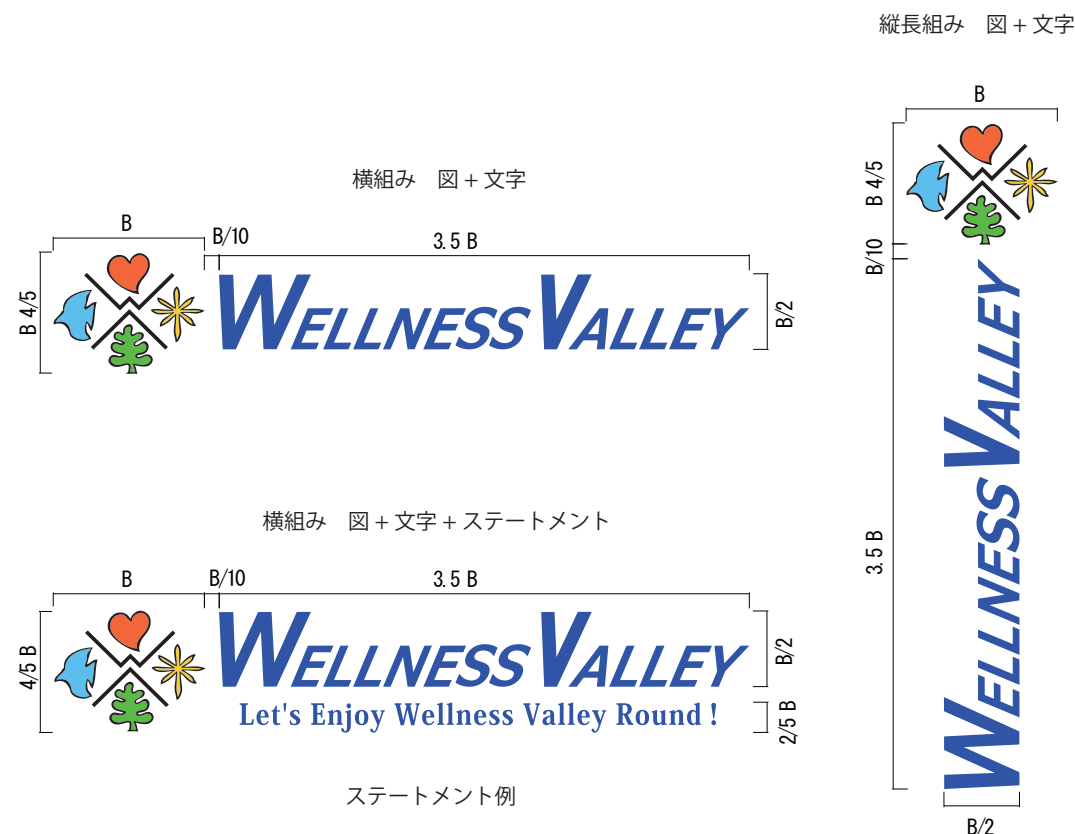
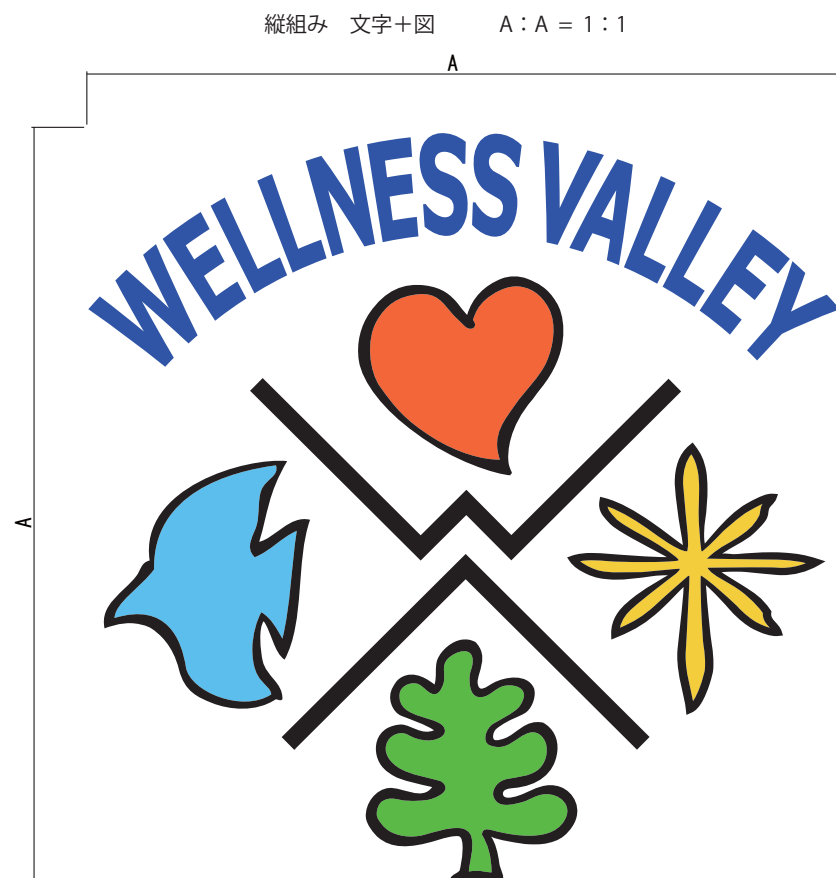
C : 0 M : 0 Y : 0 K : 0



C : 0 M : 0 Y : 0 K : 100

English Master Data

English Deployment Data



【ロゴマークバリエーション・英文字】

初めに、ロゴマークの一般的なイメージを確立するために、基本タイプを最優先に使用することを原則と致します。表示する面に制約があり、基本タイプを使用できない場合、また、展開型（縦組み・横組み・縦長組）の方がより効果的、適切と思われる場合は、展開型の使用を許可します。

【色指定】

シンボルマークのイメージを统一的に表現していく上で、指定色は効果的な役割が期待できる重要な要素です。表示に際しては右記のカラー見本を参照し、随時色校正をし、忠実な再現を心がけてください。

Color



C : 0 M : 75 Y : 85 K : 0
近似色 : DIC119 s *



C : 57 M : 7 Y : 0 K : 0
近似色 : DIC18 s *



C : 5 M : 15 Y : 85 K : 0
近似色 : DIC568 s *



C : 68 M : 0 Y : 100 K : 0
近似色 : DIC642 s *



C : 90 M : 75 Y : 0 K : 0
近似色 : DIC641 s *



C : 0 M : 0 Y : 0 K : 100

■ロゴマークデザイン：最小サイズ規定

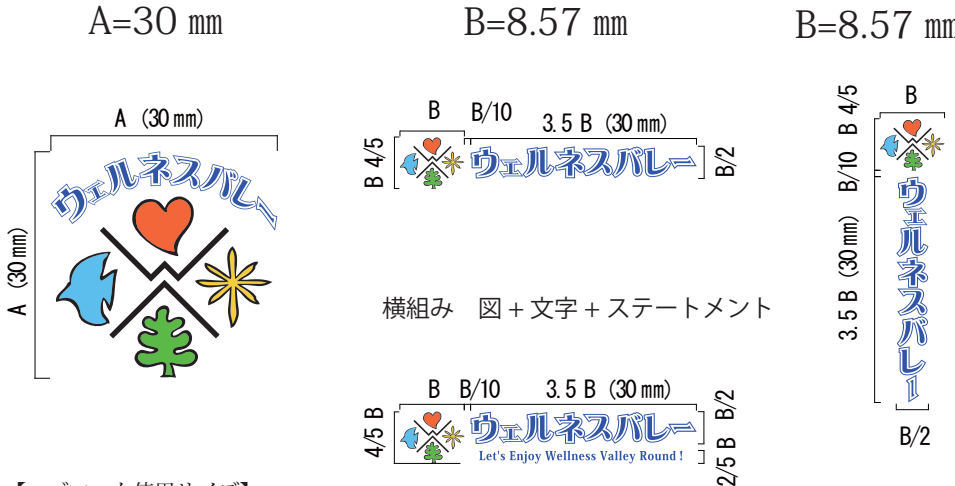
Minimum Size S=1 : 1

縦組み 文字+図 A : A = 1 : 1

横組み 図 + 文字

縦長組み 図 + 文字

文字幅 A=30 mmの場合



【ロゴマーク使用サイズ】

＜最小サイズ＞

ロゴマークの文字部分の最小サイズは幅 30mm です。
29mm以下で使用する場合は、印刷再現上のツブレを防ぐために文字輪郭線ははずし、文字太さ下記のように太くして利用ください。

＜例外＞

スペースが極端に小さいときに（ピンバッジなどに使用する場合など）は、既定の最小サイズを下回っても使用が可能です。その場合は文字輪郭をはずしても視認できにくい場合は、図柄部分だけで利用することも可能です。

＜最大サイズ＞

最大サイズに関する大きさの指定はありません。
コミュニケーション媒体の特性に応じて柔軟に対応して下さい。

＜最小サイズ＞ 文字幅 A=25 mm以下の場合で、輪郭の印刷再現上のツブレを防ぐために文字輪郭線ははずし文字を太くする。



文字幅 A=25 mm以下の場合



デザイナー
東 浦 花 子
Higashiura Hanako

otaicyan@town.aichi-higashiura.lg.jp

470-2192 東浦町大字緒川字政所20番地
携/090-0000-0000 Tel/Fax 0562-83-9756

文字幅 A=25 mm以下の場合



デザイナー
大 府 太 郎
Obu Taro

obucyan@city.obu.lg.jp

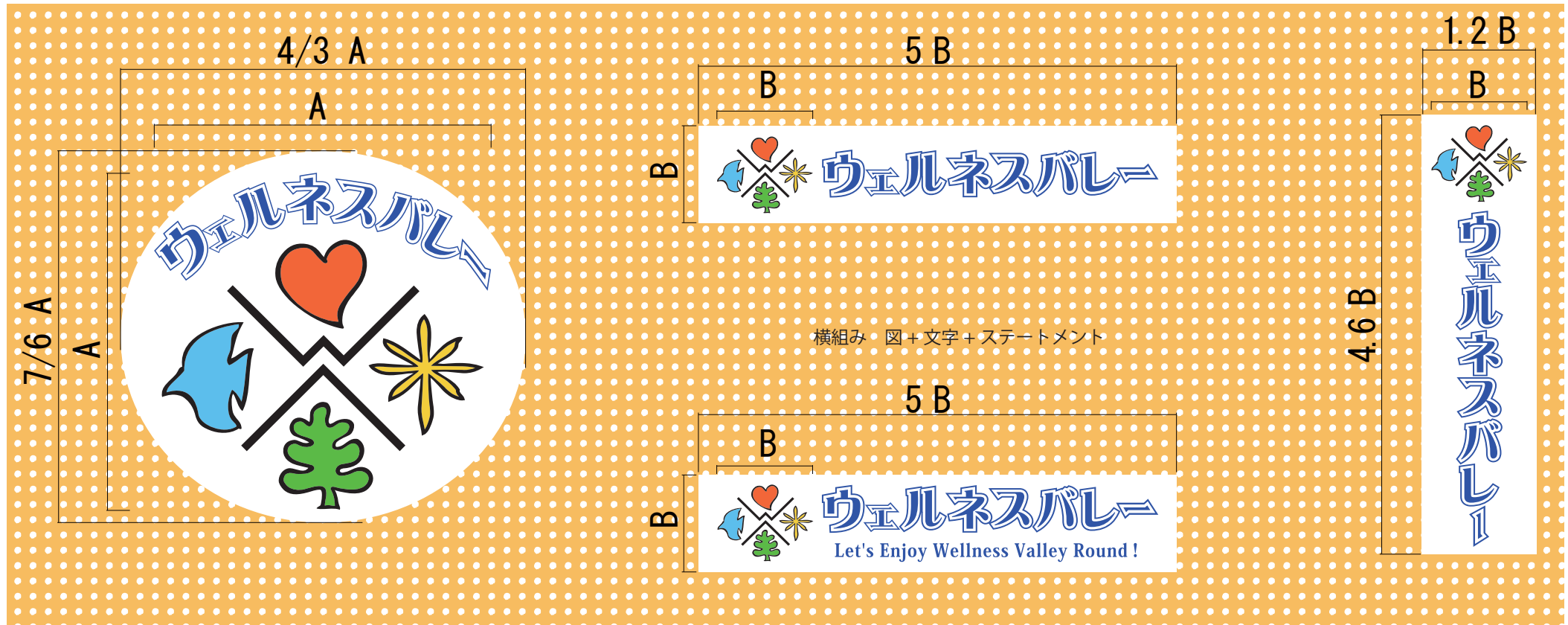
474-8701 大府市中央町5丁目70番地
携/090-0000-0000 Tel/Fax 052-47-2111

Isolation

縦組み 文字+図 A : A = 1 : 1

横組み 図+文字

縦長組み 図+文字



横組み 図+文字+ステートメント

【ロゴマークのアイソレーション（余白領域）】

＜余白の必要性＞

ロゴマークの独立性をすっきりとした印象を保つため、保護領域を設定しています。この領域内には原則として他の要素を入れないように注意し、シンボルマークの存在感を際立たせます。
縦組みは、基準の縦横比 A に対してそれぞれ横 4/3A 縦 7/6A の楕円範囲を保護領域とします。
横組みは、基準の縦横比 B に対してそれぞれ横 5B 縦 B の長方形範囲を保護領域とします。
縦長組みは、基準の縦横比 B に対してそれぞれ横 1.2B 縦 4.6B の長方形範囲を保護領域とします。

※上記は余白の基準です。

これはあくまで必要最低限の余白であり、できるだけ広めにゆとりをもって配置してください。

The example of misuse



変形（長体・平体・斜体）の禁止



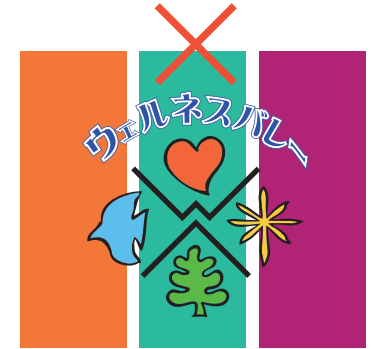
表示色の変更の禁止



アウトラインの禁止



要素の付け加えの禁止



強いパターンの上に表示の禁止



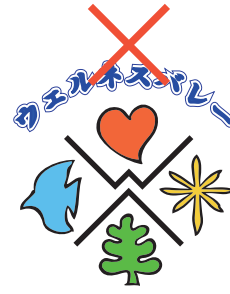
影の付け足しの禁止



斜め使用の禁止



立体的な表現の禁止



文字部分書体変更の禁止



視認しづらくなるような
近い同色系に配置することの禁止



バランス変更の禁止



団体名、会社名等のマークと
誤認される使用の禁止

【誤用例】

ロゴマークは正しく表示されることによって初めて本来の機能が發揮します。
ここに誤りがちな使用例を示しましたので、表示にあたっては十分に注意してください

表示原則

- 団体名、会社名等のマークと誤認される使用はしないでください。
- 形を変えないでください。
- 視覚的の独立を確保してください。

■ウェルネスバレーロゴマークデザイン使用要綱

Design use outline

1. 目的

この要綱は、ウェルネスバレー推進協議会（以下「協議会」という。）においてウェルネスバレーの関係機関が連携した取り組みを広くアピールすることなどを目的とした、ウェルネスバレーロゴマークデザイン（以下「ロゴマーク」という。）の使用基準について定めるものです。

2. ロゴマーク

ロゴマークの基本デザインは次のとおりとします。

- (1) カラーバージョン
- (2) グレイバージョン
- (3) モノクロバージョン
- (4) 英文字バージョン

3. 使用方法

- (1) ロゴマークを変形したり、他の図形や文字と重ねて使用しないでください。
- (2) ロゴマークの色は、指定のカラーを使用してください。
- (3) デザインの特性からロゴマークの背景には白色を推奨します。

4. 著作権及び使用権

- (1) ロゴマークの著作権は、協議会に帰属します。
- (2) この要綱によりロゴマークの使用が許可された場合であっても、第三者にその権利を譲渡又は貸与することはできません。

5. 使用権者の責任

ロゴマークの使用に関して発生する一切の責任は、ロゴマークの使用権者によるものとします。協議会は、侵害行為に対する保証も含め、ロゴマークに関するいかなる法的な保証の義務を負いません。

6. 使用する対象

ロゴマークは、ウェルネスバレーの取り組みを広くアピールするためなどに制作される次の媒体等に使用することができます。

- ①パンフレット、ちらし、ポスター、のぼり、懸垂幕、タペストリー等
- ②案内看板
- ③名刺、名札
- ④バッヂ、缶バッヂ
- ⑤ゴム印
- ⑥自動車等への表示
- ⑦その他

7. 使用の禁止

ロゴマークは、次の場合は使用することができません。

- ①ウェルネスバレー及び協議会の信用又は品位を害すると認められる場合
- ②利用者・消費者の利益を害すると認められる場合
- ③特定の政治活動や宗教活動に関するものであると認められる場合
- ④法令や公序良俗に反すると認められる場合
- ⑤この要領の趣旨に反すると認められる場合

8. 使用料

この要綱に基づいて申請を行い、承認された場合は、ロゴマークの使用料は当分の間無料とします。

9. 使用申し込み及び承認

- (1) ロゴマークの使用を希望する方は、様式1により協議会会長あてに使用の申し込みをしてください。
- (2) 協議会会長は、この要綱に適合すると認めたときは、様式2により使用に関する承認を行います。
- (3) 協議会会長は、ロゴマークを使用する者に対し、使用方法の修正その他必要な措置を求めることができます。
- (4) ロゴマークを使用することは、当該商品の品質やサービスの内容等を保証するものではありません。

10. 使用の取り消し

申し込み時の条件を変更したとき、又はこの要綱の趣旨に合わない使用を行ったときは、使用承認を取り消します。

附則

この要綱は、平成 年 月 日から施行します。

Design use outline

(様式1)

ウェルネスバレーロゴマーク使用承認申請書

平成 年 月 日

ウェルネスバレー推進協議会会長 様

申請者

住所・所在地

団体等名

氏名

電話番号

連絡責任者氏名

®

ウェルネスバレーロゴマークの使用について、次のとおり申請します。

なお、使用に際しては「ウェルネスバレーロゴマークデザイン使用要綱」の規定を遵守します。

1 使用目的及び展開場所等

2 使用・表示方法及びその形態

3 使用期間

(自) 平成 年 月 日～(至) 平成 年 月 日

(添付資料)

② 用デザイン案

②使用者の概要がわかる資料

(様式2)

ウェルネスバレーロゴマーク使用承認(不承認)決定通知書

平成 年 月 日

申請者

様

ウェルネスバレー推進協議会

会長

®

平成 年 月 日付けで申請のあった、ウェルネスバレーロゴマークの使用について、次のとおり決定しましたので通知します。

ロゴマークの使用について(承認します・不承認とします)。

1 使用目的及び展開場所等

2 使用・表示方法及びその形態

3 使用期間

(自) 平成 年 月 日～(至) 平成 年 月 日

(遵守事項)

- ・ロゴマークの作成目的を十分に理解し使用すること。
- ・ロゴマークを第三者に使用させてはならないこと。

〔不承認の場合〕

- ・不承認の理由